

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり報告します。

総務文教調査会記録

平成26年1月29日(水)
 全員協議会室
 9時57分～11時45分

(委員) 佐々木委員長、岡本副委員長
 岡野委員、小川委員、森谷委員、野藤委員、上野委員、江角委員
 (議長・委員外議員) 原田議長、澁谷副議長、串崎議員、柳楽議員、牛尾昭議員、田畑議員

(総務文教委員会 所属管理職)

[総務部] 牛尾総務部長、植田総務部次長、前木安全安心推進課長、横田広報情報課長
 [企画財政部] 塙企画財政部長、細川企画財政部次長、斗光交流推進室長、宇津税務課長
 [金城支所] 吉永支所長
 [旭支所] 岩谷支所長
 [弥栄支所] 山根支所長
 [三隅支所] 石田支所長
 [会計課] 田野会計管理者
 [教育委員会] 石本教育長、山本教育部長、齋藤生涯学習課長、島田中央図書館長
 [消防本部] 加戸消防長、河上消防次長

【議 題】

1. 報告事項

- (1) 駐在所の統廃合について
- (2) 携帯電話不感エリアの整備について
- (3) 平成25年度浜田市ふるさと寄附について
- (4) 島根県立大学フレッシュマン・フィールド・セミナー現地発表会について
- (5) 「浜田市税だより(平成25年度2月版)」について
- (6) 浜田市社会教育委員の会からの提言及び意見書について
- (7) 第4回浜田市公民館活動研修交流会について
- (8) 浜田市成人式の報告について
- (9) 佐々田文庫整備基金(仮称)の創設について
- (10) その他
 - ・「HAMADA まちづくりだより(第6号)」について
 - ・「第3回浜田市まちづくりフォーラム」の開催について
 - ・JICA事業「ブータン王国手すき紙技術支援事業」について

2. その他

- ・要望第1号 美川幼稚園、美川小学校、第四中学校の『一貫教育モデル校』の実現について(要望書のため配布のみ)

(開 議 午前 9 時 57 分)

佐々木委員長 皆さんおはようございます。ただ今から総務文教調査会を開催します。
本日は途中、教育長が出張のため退席されるとの報告を受けております。レジュメにそって進めますが本日は午後からは別の特別委員会も開催されますので、ご承知おきください。

1. 執行部報告事項

(1) 駐在所の統廃合について

安全安心推進課長 (資料により説明)

特に新しい報告はないが、三隅において統合に向けた説明会などの開催が進められている。

佐々木委員長 この件について委員から質疑はありませんか。
(「なし」という声あり)

佐々木委員長 ないようですので、続いて

(2) 携帯電話不感エリアの整備について

広報情報課長 (資料により説明)

佐々木委員長 この件について委員から質疑はありませんか。
ないようですので、続いて

(3) 平成 25 年度浜田市ふるさと寄附について

企画財政部次長 (資料により説明)

佐々木委員長 この件について委員から質疑はありませんか。

岡本副委員長 ふるさと寄付について私、知りませんが、そういうことがテレビで出るよと言う話しは聞いていましたが、聞き漏らしました。どうも昨日あったという話しで、その中でちょっと確認をしたいのが、米子市を例にとって、浜田市が 1 万円相当の還元できるような金額の説明に対して、米子が 1 万 1 千円だったというような説明があったようですが、この辺の差に特別なものがあるのかちょっと教えてほしいと思いますが。

企画財政部次長 米子市については寄付をされると企業努力により 3000 円の特産品セットというのを配られます。その上に、5000 円相当の寄付もプレゼントされるということになっていますので、それを時価と言いますか、通常の価格にすると 12000 円程度になるということで、企業努力によるものが多いと思います。

岡本副委員長 今、お聞きしました。企業の努力ということで、地元の方からそういうことに対して、出るかもしれません、その辺のことについて、何か情報があれば、企業から協力しようという声があるのか、ないのかというのはどうでしょうか。

企画財政部次長 今回、12 月に入りまして、鍋セットということで探しておりましたところ、みなと水産さんが今回、あんこう鍋をしてもよいよということをいただきまして、お願いをしましたが、お願いをしたときには 5000

岡本副委員長
江角委員

円相当の金額でお願いしますということを行った場合に、それが、浜田市の宣伝になるなら企業の努力も入れたいということで、みなと水産におかれましては、1 キロ、通常、500 グラムくらいの肉の量なんです。それを1キロくらいの肉の量にさせていただいて、それが1万円くらいに。価格ではなるということの努力をいただいたところです。他の企業からというのは今のところありませんが、いろんな企業のいろんな商品があると思いますので、今後なるべくはやい時期に公募させていただいて、それをリストとして載せていきたいと考えています。

はい。わかりました。ありがとうございました。以上です。

何点かうかがいます。以前も少し聞きましたが、このふるさと寄付金の関係で言いますと、その使途で7点、おまかせしますということも含めて7点あったかと思えます。この状況がどうなっていますかというのをお聞きしたことがあります。と言うのは、こういう金額が膨らんでいく中でこの目的で使ってくださいという寄付金の性格からすると、その金額を今後の予算においては、例えば城山とか、いろんなものがあつたと思えますが、それを上乘せしてその予算にたいしてこの寄付金を活用していくというような考え方に立っておられるのか、それは、穴埋めをして、浮いたお金を他の用途に使うと、そういう性格として位置づけにしておられるのか、この辺をすこし、金額も膨らんでおりますので、そのあたりの考え方をうかがいます。

それから、当初この制度が導入される時にいろいろ議論があつたと聞いています。と言いますのは、いわゆるこの税については地方交付税で、いわゆる税の再配分をすることが一番望ましいであるというのが基本にある中で、しかし、この制度がもう導入されたわけですので、増えていくことをがんばっていくしかないわけですが、一方で浜田市民の方が単に、どこかの例もあつたようですが、1億を寄付するということになる。と浜田市側からすると非常に控除が働いてくるわけですから、非常に厳しくなってくるわけで、と同時に、そういう矛盾も含んでいるということ。を基本に考えておかないといけないと思えます。で、税というのはその地域で、皆さんが負担をして、同じように享受できる、サービスを享受できることが基本なんです。出された、例えば浜田市に振込まれたところの地域、自治体ではこれは控除なるわけですからそこで不公平感がうまれるというような問題もあるということで導入時にいろいろ、特に都会地の首長から意見が出たところなんです。そういうことも抑えて、どういふか、報告もしていただきながら、というのは、入ってきた話ばかりなんです。浜田市民がどれだけ外に向かって寄付をしたかというの。も同時に少ないと思えますので、それはそれとしてよいと思えますが、そういうことも含めてさっきの7点の希望に対する対処の仕方なども含めて今後報告いただければと思えますので、今日時点で何かお話できることがあれば説明願いたいと思えます。

企画財政部次長

ふるさと寄付のお金をどう使うのか、その目的、使途がはっきりしているのかということだと思いますが、今、考えておりますのは、今までも寄付につかっていたのは伝統芸能並びに地域文化の伝承及び育成に関する事業という部分にこのふるさと寄付を使ってきたという状況と、それから青少年の健全育成及び教育環境整備に関する事業ということで、小中学校の図書の整備にあててきた状況です。今後、26年度からはこの部分の市長が申しておりますように、図書の整備を充実したいと市政方針等の中でも言うておりますので、そこに重点的に使うというのを明確にしていきたいと思っております。ただ、単純に貯金するということではなくて、こういうことをやりたいから寄付をしてくださいといったような形の制度にしていきたいと考えております。それと、そういう形と、今、現在浜田市の方が他市、県外にどの程度寄付をされているかという状況については、なかなか金額をつかみきれないのが実際のところですが、浜田市へふるさと寄付をされている方については、全体を100パーセントとしたときに3パーセント程度だという状況になっていますので、議員が言われましたようにその残りの大半については、関東圏、関西圏の方から寄付をいただいている状況です。それが現実ですが、先ほど申しましたように、寄付の目的をしっかりと打ち出す中で、その目的に賛同していただいて、ふるさと寄付をしていただける状況が生まれましたら、先ほどの議員の冒頭、この制度を取り入れるときの考え方も、検討も変わってくるのではないかと考えております。

江角委員

ちょっと、確認ですが、今の現状では浜田市の設定7点については、変わらないというように考えてよいのか。と言うのは、この制度、ふるさと納税という言い方も一旦はされ、今は寄付金という名称になっていますが、その時のうたい文句がこの寄付金の使道をこの寄付した人が選択できるというのが、このうたい文句のひとつにあったわけです。その中で浜田市は一つは伝統芸能、あるいは地域文化の伝承並びに育成に使ってください。またそれに関して寄付していただけませんかというような項目が7つあるわけですね。これはもう今後は集約をして、図書の整備などに集約していく考えなのか今後も自由に使ってくださいということも含めた7点をかわりなくやっつけていこうとされているのか、この辺を聞きたいと思うのです。というのは、寄付をされた人がここに使ってくださいといったからにおいては、やはりそれに対して、きちんとそれに答えていくべき性格のものだと思います。浜田市が設定していなければよいですよ。自由に使ってくださいというだけの項目でこの寄付をお願いするならよいですが、7点設定している以上、どこどこに対する希望がどれだけあって、金額とすればこれだけあったと。そしてこれの使途については、こういう形で浜田市が使っていきます、いきましたということを寄付された方に対して答えるべき性格上のやらなければならないことなのではないかなというよ

うに私は受け止めているのですが、その辺の現状の考え方と今後整理すべきことがあるのか、それから今の寄付金の使途の関係の整理の仕方について、もう一度確認だけしておきます。

企画財政部次長

今いわれたように1号から7号まで。1号から5号までをふるさと応援基金、それから6号を浜田城基金、7号を地域振興基金という積むところは、3つの基金に積んでいるという状況でして、1号から7号までのそれぞれの目的というか、寄付をされる方が1号から7号までを選択できる形になっていまして、それぞれの号ごとに寄付金の額がいくらで、それをいくら使ったと、で、残高がいくらあるということは整理していますので、その辺は今回はお示ししておりませんが、いつでも状況はお示しできる状況になっています。で、今後その7号という選択肢を例えば一つとか二つにするのかということですが、今の段階においては、1号から7号までそのまま残していきたいと考えておりまして、ふるさと寄付をされた方に対して、どういうことに使ったかについては、ホームページ上にこういうように使わせていただきましたということを出しておりますので、それが詳細までは載せておりませんが、それでわかりにくいということであればもう少し詳細なところまでオープンにするべきなのかなとは思っておりますが、そういう状況です。

企画財政部長

補足しますが、1号から7号まで全然変わりございません。これは基金で積み立てるといって形をとっていますので、次に3月補正で、補正をかけてですね積み立てを行いますので、当然議会にはかかっていく、総務文教委員会にはかかっていく形になりますので、ご理解をお願いします。それから市長がマスコミの報道のインタビューの際に図書を整備したいと申しました。これは1号から7号までの中で言いますと、5号の青少年育成、教育環境の整備にも該当しますし、7号が多目的に使えるように市長が必要と認める事業となっていますので、この部分ですでに集まっているのが5千万円くらいあります。この二つだけで。と言いますのが、皆さんが選択される時にこういうところが寄付の〇をつけやすいところになっていますので、ここで5千万くらい集まっているということで、半分近い金額以上がここに集まっているということで、当然、予算計上で歳出を図書の整備に使えますということで、総務文教にもはかって、議会にもはかってまいりますので、その中で皆さんのご承認をいただくという形になります。

それからふるさと寄付については、税収、財源的にみると非常に有効な税だと。平成26年度4月から消費税が8パーセントに引き上げになります。その時に中期財政計画では、3億5千万の歳入が増えるという見込みにたっています。浜田市においては、地方消費税ということで、今、6億くらいありますが、それが3億5千万増えると。その際に基準財政需要額が基準財政収入額より多い、大きいので、当然、地方交付税がその分、影響を受けると。だから真水の部分で税収というか、歳入が

増えるのは 8700 万ですよという説明はしております。何を言いたいかというと、1 億円の歳入がふるさと寄付で増えると消費税 4 億円に匹敵すると。実は浜田市に消費税 4 億円が新たにさっき言った、3 億 5 千万の数字プラス 4 億円が入ってきて、その真水の 1 億円に匹敵すると。交付税の影響を受けない。1 億円というのは交付税の影響を受けないので、いろんな事業に多角的に使えると。さらに言うと、1 億円、1 億円、1 億円と 3 億円積み立てて、その 3 億円で第何号、第何号といろいろありますが、例えば城山整備とかいろいろ整備がありますが、その中で過疎債を使っていくという事業ですと 10 億円に匹敵すると。3 億円が 10 億円に匹敵すると。3 億円が 10 億円に匹敵する事業に結びつくと。と言いますが、よくいう 70 パーセント、過疎債の場合は交付税で返ってくるという話を優良債という話をしていますので、違う捉え方をとらえますと、例えば 1 億円の歳入を市民税で増やそうとすると、課税標準額で 16 億円くらいの課税標準額を増やしていかないといけない。それは到底無理です。しかしふるさと寄付で 1 億円入るということは、浜田市においては考えられない歳入の増になっていると。それを有効に浜田市の市民の方に還元していくという施策をとっていきたいと思いますので、ぜひご理解をいただいて、その歳入が増えることを期待していただければと思います。以上です。

江角委員

よくわかりました。で、今後こういうことが報道されるということは、また、それぞれの行政における競争、浜田市がこれだけ増えたことを学んで、また他のところも取り入れられていく、こういう競争が白熱することになるかと思えます。で、先ほど部長が言われたこの 1 億が安定的に毎年度トータルで入ってくればよいのですが、なかなかこれもがんばっていくしかないんですが、見込みが相手のあることですので、難しい問題だろうと思うのですが、さらに安定的に競争に入ってきているわけですから、がんばって歳入が安定的に増えるように努力をお願いしたいと思います。

森谷委員

ふるさと寄付についてですが、これは結局どこかの歳入は減ると、浜田は増えても、どこかの歳入は減っているわけで、企業としての競争の場合はそのほめるしかないかもしれないんですが、地方公共の団体ですので、他のところが泣いてもよいんだというようなことでもないと思うんですね。ある程度。そうなると、手放しでよいんだ、よいんだと喜ぶ姿というのはいかがなものかと思えます。これが一つ。それともう一つは、真水、真水という話が出ましたが、のどぐろ代はだれが払っているかという。その、のどぐろ代を払っている部分も真水の部分からは差し引く部分ですね。それからもう一つ、これが最後ですが、浜田市の人がふるさと納税をするのが一番効率が悪い、で、ひょっとするとマイナスになるかもしれないわけですね。それで、寄付した人がホームページに名前をオッケーの人は載っているわけですね。で、それで見っていきますと、結構名前が知られている人が載っていま

す。信金の理事長とか、市役所の部長クラスとか。その推進すべきものでもないのに、市内の人が寄付することが。その辺はどうかとホームページを見て思いました。この3点ですね。

企画財政部長

(最初マイクスイッチが入っていない)

その方が他の市にしてしまうと。浜田市にできないのでは、米子市にすると、それでもよいのですが、選択の幅を見て、浜田市の商品、特産品がよいのか。米子にしたいのかそれは本人の選択の自由で選択をしていただく。そういう考えもあるかと思えます。

それから他の自治体が影響を受けると、確かにそういう考えもありますが、今、見てみますと都会地からのリクエスト、寄付が多いわけですが、結果的にある程度、所得のあるところとかそういう層の一定の都会地からの寄付金が多いということで、それは逆に喜ばしいことかなと。で、真水の分の考え方ですが、浜田市は行政サービスとして産業経済に力を入れています。それは、地元の中小の企業が一定の売り上げをあげて、市民生活、社会福祉、住民福祉に貢献すると。そのために産業経済部という部があって、いろんなPRパンフレットを作ったり、広島フェアや東京フェアをやったり、人件費や旅費をかけて地元の特産品が売れる作業をしているわけです。それを直接申し込みをしてもらえ。人件費をかける部分とか旅費をかける部分とか、時間的経過を削減した上で直接品物を選んで、直接地元の商品の特産品を選んでいただける。これを例えば浜田市が他の市の特産品をもってそれを売っているとか、松江の商品を売っているということではありませぬので、地元の企業の特産品を、それも選んでいただく、消費者に。地元の企業の特産品が魅力がなければリクエストとかそういう寄付は集まりません。ある程度寄付が集まるということはそれだけ魅力的な商品があるということなんで、それを全国にPRできているということは非常にこのふるさと寄付の別の面でいうとメリットだということです。

森谷委員

部長の順番でいうと3番目については間違っていると思いますが、ここで議論すると長くなりますので、また聞きにいきますので話しをしてください。

(4) 島根県立大学フレッシュマン・フィールド・セミナー現地発表会について

企画財政部次長

(資料により説明)

資料中、「林田ゼミ」は「林ゼミ」の誤りのため修正をお願いします。

佐々木委員長

この件について委員から質疑はありませんか。

岡野委員

ケーブルテレビでやっていてちらっと見ましたが、この事業の主催といますか、財源はどこから出ているのですか。石見地方といわれていましたが、県ですか浜田市ですか。

企画財政部次長

財源は島根県立大学の支援協議会と邑南町の2つで、まあ、JAさんも食材提供がありましたので、JAさんも含めての3つになろうかと思えます。

岡野委員
佐々木委員長

はい。わかりました。

他にありませんか。ないようですので、続いて

(5)「浜田市税だより（平成 25 年度 2 月版）」について

税務課長
佐々木委員長
上野委員

(資料により説明)

この件について委員から質疑はありませんか。

旭自治区の都川や市木が去年は 2 日間くらいあったように思います。旭保健センターに行くにはずいぶん遠いですし、また車のない方もおられますので、今年は 1 日ですので、そのことをしっかり周知していただきたいと思います。

税務課長
森谷委員

承知しました。

国が e-タックスを推進しているのはご存知だと思います。すごく予算をかけて。それで浜田市が日本有数の相談の、申告時期の受付の割合を誇っているという話を前回聞きました。で、その相談を市役所の人たちが受けて、そして受付をすると。その申告については税務署の e-タックス制度から外れていると聞きました。e-タックスではなくて手書きの申告とかそういう次元で扱われていると。おまけにその市役所が市のシステムとして受け付けて、入力するのですが、何千万もかけてそのシステムも構築していると。その構築されたシステムは e-タックスというところから流れがはずれていて国の e-タックスのカウントには入っていないと。で、国は e-タックスを推進しているのに、相談はもちろんよいことですが、カウントは e-タックスから外れると。しかも、その横にはですね e-タックスの申告するパソコンも置いてあるわけですね。その辺がどうも矛盾を感じるのですが、どういうように考えてそうされているのか知りたいですね。国の方針は無関係なのか、そういうお考えなんですかね。

税務課長

委員言われたように国では e-タックスを推進していますが、現在、浜田市の各会場に来られた方については、一部はもちろん e-タックスをしたいという人には対応できるようになっているのですが、多くの方については、e-タックスではなく、紙で印刷した申告書を提出することになっています。それは、住民税の課税の手続きを利用して申告書を作るという今のシステムを採用した方が所得税の確定申告および住民税の申告、それから課税に向けた作業を一体的にできるという理由が主な理由ですが、今のシステムについては e-タックスで送信するようなデータを作成することができるものを入れています。ところが、e-タックスで送信するには住基カードを申告される方に申告される方は全員作っていただかないとできないということになっています。税理士さんが申告される場合、あるいは税務署の会場で申告される場合には住基カードがなくてもそのデータを送信できるようなことが認められていると聞いていますが、市町村がこの期間中に税理士としての臨時の許可を得て作成するのですが、その分については住基カードがなくても、データを代理送信できるということが認められていますの

で、私どもとしても e-タックスで送れる方については、送った方がいちいち申告書を印刷したり、付属資料をはったりという手間がなくなるので、可能であればそうしたいのですが、現行の制度ではそれができない。その方について、パソコンで一からデータを入力するのは大変手間がかかりますので、非常にそれは難しいと考えているところです。以上です。

森谷委員 長いので途中からわからなくなりましたが、結論は相談を重視する結果、e-タックスの推進に逆行しても構わない、こういうことでよいですね。

企画財政部長 今、森谷委員から逆行という言葉が言われましたが、そういうことはありません。今、たまたまこういう形になっていますが、国税庁と市町村の総務省の間で言われているのは、それを市町村のシステムと何か連携できないかと。ですから今の浜田市が入れているシステムが e-タックスに置き換えて連携ができないかと。で、そういう模索はずっと続けています。だから手間隙かけて e-タックスはしないんだとか。国税に反することをするんだということはまったくございません。国税とともに課税というのは連携関係を保っていかないと、実は国税が一番重要な事業所得、そういう大きな所得になる部分は全て国税に頼っていかないと、市町村地方税ではそれはなかなかその課税標準額を出すことはできませんので、国税の確定申告を優先した e-タックスを優先したものというのは、これはあくまでもこれは重要です。ですからできればいち早くですね、e-タックスに置き換えられるようなシステムが市町村も開発してそういうようになっていくのが望ましい姿だと考えています。

森谷委員 私も最初からは言いませんでしたが、税務署にそういう要望もしております。結局、個々に市町村がシステムを考えるよりも税務署と市町村が最初から考えてシステムを考えてすればすむことなんですよ。それぞれがばらばらなんでそこに大きな問題があると思います。同じ目的なんでよろしくをお願いします。

企画財政部長 なんだか初めて森谷委員と意見が一致したようで、非常に喜んでおります。ありがとうございます。

佐々木委員長 他にありませんか。ないようですので、続いて、

(6) 浜田市社会教育委員の会からの提言及び意見書について

生涯学習課長 (資料により説明)

<11時00分 教育長退席 >

佐々木委員長 提言の冊子で非常に長く、ボリュームのある内容ですが、個々に聞くといろいろあると思いますが、ここでどうしても聞いておきたいことがあればお願いします。

江角委員 個々のことは省きたいと思いますが、この社会教育委員の会。20名の会だと思いますが、提言とうことですが、この会から教育委員会に対して提言があったと理解しますが、だとすると、この提言の内容の説明と

あわせて、やはり教育委員会としてこの提言に対する方針、考え方、こういったものを示すことが一番大切なことなんではないかと私は思っています。で、そのこの提言に対する教育委員会の方向性なり考え方はいつごろまとめられようとしているのかうかがいます。で、この提言というのは、この社会教育委員の会が教育委員の責務として独自でまとめあげられたのか、あるいはまた、教育委員会からの諮問してこういうことについて提言をしてほしいということにして出されたものなのか、それによっても提言の重みも違うと思うのですが、その辺をまずお聞きします。

生涯学習課長

委員の言われるとおりでと思います。この提言を受けて教育委員会としての方針を示すことが必要かと思っています。ただ、先ほど言いました2番の今後の公民館、浜田市のあるべき姿というのは市長部局との協議等等も当然必要と思っていますので、それも踏まえて協議をした結果を出すのであれば、少し時間を要するかと思っています。ただ、委員会としてこういう方向でのぞみたいというのは、少なくとも26年度に入った早々から始めないといけないかなと思っています。なお、教育委員さんにもこの旨、内容については全部説明は終わっていますので、そういう方針をいつこの時期にというのはお約束は難しいのですが、できるだけ早めに検討することが必要だと思っています。

それから今回の提言書ですが、社会教育委員の会はこういう提言とか建議とかいうのをできるというようになっていきますので、今回の提言については教育委員会からの諮問ではなく、社会教育委員自らの提言です。

江角委員

最後にします。自らの責務、職務によってこういう提言を出されたということですので、余計に教育委員会に対してこういう提言をされたわけですから、教育委員会としては、ここは単年度では難しい問題、あるいは長期的にやっつけようとしているとか、こういうことをきちんと会の説明の代行をするのではなくて、提言を受けた側としてどのようにしてやっつけようかされているのか、今後また出せるときには出していただきたいと思っています。

生涯学習課長

そのように努力をしたいと思っています。以前の総務文教委員会の時にまず、この提言書が出たときには情報提供をさせていただきますということを申し上げておったものですから、なるべく早い時期にということ、本日はこの提言の内容の説明のみをさせていただきました。委員ご指摘のことに今後努めたいと思っています。

小川委員

趣旨については理解しました。この中で説明の中で24ページの職員の処遇や配置についても、教育委員会に提言をされて、そこでこの待遇について改善をするべきかというの、出されるのだと思うのですが、私もなかなかこの公民館活動について十分に理解できていない部分もあるのですが、今、この中でも地域の課題解決とかコミュニティとかの部分で非常に求められるものが多岐にわたっているということで、それに対する処遇面というのが、非常に悪いということが指摘されています

が、こういう点についてやはり、この提言に基づいて今後検討されるのだと思いますが、現状についても差し支えなければその報酬額などについて説明できればお願いします。

生涯学習課長

公民館主事、通常、月 136 時間勤務する主事につきましては 1 月が 14 万 6400 円という金額になっています。で、県下においては中ほどに位置するかと以前の委員会でも説明していると思います。ただ、小川委員言われるように、特に今後の 2 番の項目、地域の課題解決とかにもっと公民館が深くつっこんでいって、全市共通に行われるようになった、それによって業務もますますふくらんでくるというようなことを見受けられることになれば、そういった処遇面、一番最後のところの 14 万 6400 円といいましたが、そのあたりも検討しなければいけないのかなと思っています。ただ、一方で職員の人件費がどちらかと言うと、あがるのが非常に厳しい状況であるのも踏まえていかなければいけないかなという気もしています。そういう先ほど言いました 2 番との関連で検討はしないといけないかなという思いはあります。以上です。

佐々木委員長

他にありませんか。それでは次にうつります。

(7) 第 4 回浜田市公民館活動研修交流会について

生涯学習課長

(資料により説明)

佐々木委員長

この件について委員から質疑はありませんか。

上野委員

私も 10 年程度公民館に携わられていただきました。先ほどの社会教育委員の提言にもありましたようにこれからまちづくりをする公民館を目指すということです。大変、今、公民館もいろんな面で多岐にわたって忙しゅうございます。そのためには行政の方も議員も皆さんぜひこういう交流展に参加してもらって、事業内容など知っておいてもらいたいと思います。そして公民館にぜひ寄ってもらって実態を見てもらわないと、なかなか私たちが言っても、公民館の職員が行ってもなかなか皆さんに通じない部分があると思います。今までの交流展も行政の方の参加が非常に少ないように思います。ぜひ多くの方に参加してもらおうようお願いします。

生涯学習課長

私に代わって PR していただきありがとうございます。先般の課長会議でもぜひご出席いただきたいというようにお願いをいたしました。今回は市長もこられるということですので、ぜひ皆さんよろしくお願いします。ありがとうございます。

(8) 浜田市成人式の報告について

生涯学習課長

(資料により説明)

佐々木委員長

この件について委員から質疑はありませんか。ないようですので、

(9) 佐々田文庫整備基金（仮称）の創設について

中央図書館長

(資料により説明)

3 月議会で提案します。

佐々木委員長

この件については、3 月議会で上程ということですが、そこで議論があるのですが、この場で委員からありましたらお願いします。

森谷委員 今、運用益というのは望めないと思いますので、これ計算していくと30年で枯渇してしまいますが、それで使い切りという考えでしょうか。

中央図書館長 だいたい、その程度で使い切りということで予定しています。

森谷委員 あの、図書館に対して本を買うんだっただらということでも寄付したいという方はたくさんおられると思いますので、その希望者がこれに追加で寄付できるようにしてもらえれば、寄付なんてできるのって思う人もおられるでしょうし、この財源もずっと永遠確保できる可能性もあるので、そういうように入れやすいように工夫できればと思います。以上です。

中央図書館長 はい。図書館での寄付ですと、先ほどのふるさと寄付でも話がありましたように今後増えるだろうと思いますので、そういう形での検討も進めていきたいと思います。

(10) その他

・「HAMADA まちづくりだより (第6号)」について

企画財政部次長 (資料により説明)

佐々木委員長 この件について委員から質問はありませんか。ないようですので、

・「第3回浜田市まちづくりフォーラム」の開催について

企画財政部次長 (資料により説明)

佐々木委員長 この件について委員から質問はありませんか。ないようですので、続いて、急遽議題追加のものです。

・JICA事業「ブータン王国手すき紙技術支援事業」について

交流推進室長 (資料により説明)

佐々木委員長 この件について委員から質問はありませんか。ないようですので、

2. その他

・要望第1号 美川幼稚園、美川小学校、第四中学校の『一貫教育モデル校』の実現について

佐々木委員長 委員の皆さんのお手元に配布しておりますように要望書の提出がありました。これは要望書のため審査不要ですので、委員の皆さんはご一読いただきたいと思います。

同様の要望書が市長宛にも提出されています。

その他で委員から何かありませんか。

岡本副委員長 ちょっと聞きたいと思っています。苦言になるかもしれませんが、お答えいただきたいと思いますが、総務部長にちょっとお聞きするのですが、私は議運の委員でもあるし、そういうやりとりの中でそんなことはないだろうなと思っていますが、われわれいろんな委員、調査会、調査委員会とか委員会の中でいろんな質問をしますね。それで答えをもらいますが、その答えについてですね、あるがまま、そのままの状態でいただけると思っているのですが、何かいろんな特別な事情があってそれが答えられないっていう事情があるのかどうか。ちょっとお聞きしたいのですが。

総務部長 すみません。あの、この委員会でのご質問に対してということですか。

岡本委員
総務部長

委員会、まあ、そうですね。

あの、委員会での質問については基本的には把握している限りはお答えをしたいと思っておりますが、まだ今、具体的にはどういう事情があるかわかりませんが、たとえばまだ状況で内部でも練っていないものとか、まだ確定していない、議論の途中だという状況については、差し控えさせていただくこともあるかもしれませんが、少なくとも内部で整理ができていますので、正式に委員会で質問があった場合には、原則的にはお答えできるものと思っております。

岡本副委員長

はい。わかりました。では、消防長にうかがいますが、あの実は12月の、ごめんなさい。あの先般ですね、浜田一中の火災、事件がありましたよね。浜田一中の渡り廊下だと思いますが。そのことについてその実態はどうなっているのかをお聞きしたいのですが。あの、12月10日の総務文教委員会では調査中なんていう話がありましたが、実際はどうなんですか。

消防長

一中の校舎と体育館の間の下駄箱付近で出火した状況ですが、火災原因調査としては消防本部の方に一応あがってきていますので、一応、決裁済みということで、まあ、原因は。

あの生徒の火遊びによるということで、消したはずの火が碎片して燃え広がったような方向で調査結果が出ています。

岡本副委員長

はい。あの生徒によるたばこの不始末ということですね。たばこですか。何ですか。

消防長

はい。火遊びというか、その辺のところはまだちょっと。ここに調査書類がないもので、はっきり回答することはできませんが、生徒が火をつけたというのはわかっていますので、その消したという状況で、火がついて、燃え広がったという状況でございます。

岡本副委員長

私が今月中ごろ消防署に電話させてもらいましたが、その時には、たばこのような説明はありましたよ。それで、学校でたばこでなければ、私はたばこだと思っておりますが、たばこでなければ何でそこに火が出るのという話になりますよね。それで12月の2日にそのことを依頼したわけですが、実際は10月17日ですか。事件が起きますよね。で、結果はその月末、10月の末には、その結論が出ていましたよね。

消防長

調査結果の結論ということですか。そうですね。

そのあたりでは、まあ、私も調査員からそういった聞き方はしていましたが、その辺のところは、まあ、この辺のところはちょっと言い方が、しゃきっとした言い方はしていないのですが、警察の方でも公表をされていなかったということで、調査中という言い方で差し控えさせていただいていたということです。

岡本副委員長

警察の方でも調査中。私はですね10月の末には結論が出ていると聞いているわけですね。それで、12月2日の調査依頼の時に聞いていますよね。では、原因は一体なんだったのかと。いう話に対してその時には答えていませんわね。もうわかっているところがあるのに答えな

かったってというのは何なのかということですよ。

教育部長

あの、そのときにですね、少年法のこともありますので、警察に相談に行きまして、警察の方で捜査もしているということで、それで調査中という回答がありましたので、警察の方から。それでそういう回答をさせてもらいました。

岡本副委員長

あの、調査中というのは。ではまだ回答が出ていないの。

教育部長

はい。まだ警察の方から回答をいただいております。

岡本副委員長

いや、あの、本当にそれでよいの。

教育部長

あの、結論を出す必要があると思います。すみません。その辺はまた確認させていただければと思っておりますが、そこらあたり、やっぱりはっきりさせるべきだろうと私も思っています。

佐々木委員長

あの、少しちょっと、岡本副委員長に申し上げますが、あの、やりとりが非常に時間がかかりそうなので、できればまとめて質問をしていただく、で、あまりその細かくやるときりがないことになってきますので、概略のところでご理解いただくようにしていただければと思います。よろしくお願いします。

岡本副委員長

はい。委員長に指摘されたので気をつけて話します。私はですね。今日、警察に行って確認をしてきているんですよ。要は私は皆さんが隠蔽しているということに問題をもっているわけですよ。ねえ。それともう一つ、これをではどういう視点でやったかという話になってくるんですが、そういうことをやることによって、どういう影響がでる化という話なんですよ。要は学校の方にも調査中ということで、学校の方でもみんな疑心暗鬼でいろんな動きがされているようですし地域もそう見えています。実際は火が出るのはたばこだと思って私は限定して言っているのですが、その状態であつたら、たばこというのは未成年者喫煙禁止法というのがあって、法律の中でくくられているんですよ。してはいけないということになっているわけですよ。だからそれは正しく私たち、議会に対しても答えるべきでして、先般の教員の不祥事についても伝わっていますよね。私にはもうね。それから消防署員のことについても伝わっていますよね。何でこのたびこういうことが伝えられないで、隠蔽されるのかというのが問題なわけですよ。対応すべき時なのに、そういうことで、教育委員会自体が隠すことによって、事態がどんどん、どんどん悪化するということについては、私の経験からもありましたし、ここ何ヶ月か前の事件案件でもその結果、その子供が感化されたために、これから少年刑務所に措置されると思っておりますが、そういう事態になっているわけですよ。だからやはり教育関係においては、まあ、他も一緒ですが、隠してはいけないと思いますよ。やはりあることはあるように。それは例えば情報として他に出てはいけないものでしたら、そのように含めて我々に答弁すべきだと私は思いました。その辺の考え方についてお聞きします。

教育部長

はい。あのそうですね。教育委員会としては隠蔽したということとは

思っていないのですが、やはり少年法の関係で警察と相談させてもらったということで、そういう中で今のところ調査中ということにしてほしいということがありまして、そういうことで、答弁をさせていただきます。で、たばこかどうかというのは私たちもまだ聞いていません。

岡本副委員長 では、最後にしますが、今後の中で、じゃあ、警察とのやりとりの中でこっちに報告願えますか。

教育部長 はい。報告させていただきます。

岡本副委員長 総務部長、そういうことを私は実は言いたいんです。要は、隠してはならないということ、隠すような案件があるのかという話なんです。だからそういうことを気をつけてほしい。ないならいいのですが。

総務部長 あの、基本的に隠すとか何とかいうことの判断基準はないと思いますが、一定の該当者に対する配慮等で必要な場合については、他の機関とも協議して適切に対応することだと思っておりますが、基本的にはそういう場合については、秘密会も含めて、議員の皆様にはそういう状況報告するという、またその手法についても検討させていただきます。

佐々木委員長 はい。執行部、委員から他にありませんか。
ないようですので、以上で、総務文教調査会を終了します。大変お疲れ様でした。

(閉議 11時 45分)

浜田市議会調査会規程第6条の規定により、ここに調査会記録を作成する。

総務文教委員長 佐々木 豊治

▼調査会終了後に下記の内容を委員のみで協議

1. 平成26年度行政視察について

- ・ 時期：7/7～7/18の週
- ・ 幹事：岡本副委員長、森谷委員
- ・ 調査項目：各委員から希望があれば、正副委員長か幹事、事務局へ申し出る

2. 公民館現地調査

- ・ 新年度になって、主要な公民館の現地視察をして職員、館長から話を聞く
- ・ 本日の社会教育委員の会からの提言書の内容をよく読んでおく